

社会人経験者採用促進に向けた転職トレンド調査業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 社会人経験者採用促進に向けた転職トレンド調査業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和7年10月17日（金）まで
- (3) 委託業務の内容 別添「業務仕様書」のとおり

2 契約上限額

1,993,112円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加条件

企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び同申請書3に記載の添付書類を提出した者

4 参加手続き

企画提案コンペの参加希望者は、企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び同申請書3に記載の添付書類を提出してください。

なお、必要がある場合は、委任状（第2号様式）をあわせて提出してください。また、共同事業体等、複数者から成る組織による参加の場合は、共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）及び共同事業体の規程・会則の写しをあわせて提出してください。

(1) 提出期限

令和7年6月12日（木）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部人事課（三重県庁3階）

(3) 提出方法

上記の提出先へ持参又は郵便または民間事業者による信書便により提出してください（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）。

なお、郵送等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「13 担当部局」に書類の受理確認を行ってください。

(4) 参加資格確認結果

令和7年6月19日（木）までに電子メールにて通知します。

5 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「社会人経験者採用促進に向けた転職トレンド調査業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及びヒアリングを実施し、最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案資料の内容についての質問の受付及び回答

①質問の受付期間

令和7年6月9日（月）正午まで（必着）

②質問の提出

企画提案コンペに関する質問は、「13 担当部局」あてに、質問申請書（第4号様式）を電子メールにより提出してください。電子メールの送信後、必ず電話にて着信の確認をしてください。

③質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関するもの、他の応募者の提案書提出状況に関するもの、積算に関するもの及び採点に関するものにはお答えできませんので、ご了承ください。

④質問に対する回答

受け付けした質問に対する回答は、令和7年6月10日（火）までに、三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報」に掲載します。

なお、質問申請書の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

(2) 企画提案資料の提出

①提出期限 令和7年6月20日（金）から

同6月24日（火）17時00分まで（必着）

②提出場所 「13 担当部局」

③提出方法 上記提出場所に持参、郵便または民間事業者による信書便
（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）

④受理確認 郵送等の場合は、提出期限までに電話にて担当部署に受理の確認を
してください。

(3) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

①開催日時 令和7年7月2日（水）（予定）

②開催場所 三重県津市広明町13番地 県庁内会議室

③その他 説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書によるものとします。
なお、スライド映写は使用できません。

※ プレゼンテーションの日時及び方法は、令和7年6月30日（月）までに、企画提案資料記載の連絡先に電子メール等にて連絡します。

※ プレゼンテーションの開催日時は、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

※ 応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出させていただきます。

6 提出書類

(1) 企画提案書 8部

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズおおむね11ポイント以上

表紙を含め20ページ以内

記載内容（実際に履行可能な内容を記載すること。）

①企画提案の内容

業務仕様書の業務内容に沿って具体的な提案内容を記載してください。

②実施スケジュール

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュールを記載してください。

③業務の実施体制

当業務を円滑に推進するための提案者の実施体制の詳細を記載してください。

④類似事業の実績

過去に類似事業の実績があれば、その内容（事業の概要、ウェブサイト等URL、実施年度、契約相手先等）を記載してください（5件まで）。

（2）見積書 8部

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。（正本1部、副本7部）

（3）提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

7 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

（1）適合性

- ・企画提案の内容は、業務の目的を理解し、仕様書に定める要件を全て満たした提案となっているか。

（2）具体性、明瞭性（比重配点×2）

- ・業務の目的に合致した具体的な調査分析手法を提案しているか。
- ・明瞭で理解しやすい分析となるよう考慮されているか。

（3）有効性（比重配点×2）

- ・目的の達成に向けて十分な調査分析が期待できる提案となっているか。
- ・目的を達成するうえで効果的な調査項目や調査方法を提案しているか。

（4）経済的合理性

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ・費用対効果が高い内容となっているか。

（5）実施体制

- ・実施スケジュールは無理のない内容となっているか。
- ・業務を確実に実施できる人員及び体制となっているか。

8 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、下記の書類を提出してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3・未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (3) 契約実績証明書(第5号様式)。過去3年間の今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績があれば記載してください。契約実績がない場合も「該当なし」と記入して提出してください。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県総務部人事課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りまゝす。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託業者が契約の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除要綱」という。)第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- ③ 「１３ 担当部局」に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、担当部局と協議を行うこと。
- (2) 受託業者が上記１１（１）②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第７条の規定を準用し、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ることとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更を認めません。
- (4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理を行います。また、提出のあった各提案書については、返還を行いません。
- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので、その部分を明記してください。
- (6) 契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

13 担当部局

〒５１４－８５７０

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部人事課

担当：中村、瀧本

電話 ０５９－２２４－２１０３ FAX ０５９－２２４－３１７０

E-mail [jinji@pref.mie.lg.jp](mailto:jinja@pref.mie.lg.jp)